

名古屋市農業文化園・戸田川緑地指定管理者 業務仕様書

令和4年6月

名古屋市 緑政土木局

目 次

1	指定管理業務の内容	1
(1)	供用時間等	1
(2)	農業文化園の管理運営業務	1
(3)	広報業務	3
(4)	施設等の共通維持管理業務等	4
(5)	エリア別の維持管理業務	8
(6)	駐車場の管理運営	1 1
(7)	行為許可の受付に関する業務	1 2
(8)	利用の禁止について	1 2
(9)	広域避難場所	1 2
(10)	その他の業務	1 2
(11)	農業文化園を中心とした戸田川緑地南地区の魅力向上	1 5
2	自主事業	1 5
(1)	自主事業の内容	1 5

1 指定管理業務の内容

(1) 供用時間等

ア 供用日時

(ア) 農業文化園（農業科学館、フラワーセンター）

a 供用時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

b 施設休業日

(a) 毎週月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあたるときは直後の休日でない日）

(b) 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

（参考）令和 5 年度後半に農業文化園に係る設備工事に伴い、3 週間程度、施設の使用制限や休館が必要になる可能性がある。

(イ) 駐車場（有料時）

a 供用時間

午前 8 時 45 分～午後 4 時 30 分

b 供用日

行事の開催期間のうち市長が指定する期間

※令和 4 年度における供用日：5 月 3 日～5 月 5 日、10 月 8 日～10 月 10 日（参考）

イ 供用時間の変更及び休業日の臨時開業

指定管理者は、あらかじめ名古屋市の承認を得て、農業文化園及び駐車場を供用月日以外の日及び供用時間以外の時間に供用することができる。また、名古屋市が特に必要と認める場合は、供用時間の変更及び臨時開業すること。

(2) 農業文化園の管理運営業務

ア 農業科学館の管理運営業務

(ア) 施設の内容

農業技術史コーナー、昆虫標本室、ホール兼展示室、収蔵庫、2 階講習室、スカイガーデン等

(イ) 施設の管理運営

a 指定管理者は、あらかじめ、農業科学館等の管理運営業務に従事する担当職員及び責任者を指定しなければならない。

b 指定管理者は、毎月の農業科学館・フラワーセンターの入館者数を戸田川緑地の入園者数・陽だまり館の利用者数等とともに、名古屋市が定めた日までに名古屋市に提出しなければならない。

ただし、ゴールデンウィーク中及びイベント開催期間中の毎日の農業科学館・フラワーセンターの入館者数等の報告については、名古屋市の指示に従い別途提出すること。

- c 市民への農業に関する知識の普及啓発を図るために、わかりやすい展示の工夫など来館者等に満足感を与える展示・管理運営を行うこと。
- d 昆虫標本室を良好な状態で管理するとともに、昆虫標本の受入と整理・保管を行うこと。

イ フラワーセンターの管理運営業務

(ア) 施設の内容

常温温室及び展示ホール等

(イ) 施設の管理運営

- a 各植栽地の管理は、来園者の施設利用と安全を確保し、病虫害防除や施肥の実施、花き等は開花期や剪定時期に注意する等最も適切な時期や方法を選び、良好な状態を保てるように管理すること。
- b 温室は常温に適した工夫のある計画的な展示を行うこと。

ウ 普及指導業務

都市農業に関する知識及び技術の普及啓発を図るために、花きと水稻に重点を置き、施設の特色を出して、次の業務を実施すること。

(ア) 栽培技術の普及啓発

講習会・展示会・イベント等などを活用し、花き栽培等の普及啓発に取り組むこと。

(イ) 「農」に関する情報収集と発信

農業技術を始め「農」に関する資料の収集を図ること。また、インターネットを活用するなど、農業知識の普及啓発を図るために「農」に関する情報の発信を行うこと。

(ウ) 園芸相談

市民からの問い合わせ対応など随時園芸相談業務等を実施すること。

エ 「農」に関する講習会・展示会等の運営業務

名古屋市農業振興基本方針「なごやアグリライフプラン」に掲げられた目標である「農」のある市民の豊かな暮らしを目指して、農業公園として、次の視点に立った講習会・展示会等の企画・運営を行うこと。

- ・「農」とふれあう体験・学習の場の提供
 - ・暮らしに「農」を取り入れた「農」のある暮らしを提案
 - ・「農」にまつわる伝統文化や都市環境の向上などに寄与する「農」の多面的機能の紹介
 - ・豊かな食生活の推進
 - ・「農」の営みの支援
 - ・「農」の情報を発信
 - ・「農」をテーマとする交流を促進
- また、緑豊かなフィールドを活用すること。

(ア) 講習会の開催

お米づくり体験教室を始め体験・学習講座を企画・運営すること。

(イ) 展示会の開催

農業科学館ホール兼展示室、フラワーセンター展示ホール等を活用して展示会を企画・運営すること。

(ウ) 朝市・直売所等地産地消の推進

地域(農家その他の市民のほか区役所及び支所等を含む。)と連携した朝市・直売所等、地産地消を推進すること(催事における出店農家との調整を含む。)

オ 体験農園の管理運営業務

作物や花、水稻を植え、苗や種子から収穫までの状態が、季節にあわせて楽しめるとともに、植え付け体験や収穫体験などが行える施設である。

このため、農園の管理にあたっては、適時適切且つ効果的な作業を行うようにするとともに、地元の小学校・農家との協力により管理することとする。(戸田川緑地中央地区左岸の水田約 1,100 m²・畑 300 m²、同南地区等畑約 2,700 m²)

カ フラワーセンター及び花と野菜の農場の取扱いについて

(ア) フラワーセンターについては加温を止めているので次の点に留意すること。

a 温室加温のための暖房設備は使用しないので、これらの保守点検は行なわない。暖房のための燃料は要らない。

b 温室は無加温のガラス室として供用する。無加温での運用に伴う植物の入れ替え・更新については指定管理料による維持管理に含まれる。

(イ) 花と野菜の農場については、指定管理業務として、設備の管理を行い、農業文化園の施設として有効に活用すること。

キ スポンサー花壇事業の実施等

スポンサー花壇事業に申し込みがあった場合は、名古屋市と協議しスポンサー花壇事業を実施すること。

ク 名古屋市の緑化施策等に関する協力

(ア) 名古屋市の緑化施策等に関し、必要な広報業務を行うこと。

(イ) 名古屋市が実施する緑のまちづくり施策に関し、活動団体等との連携や講習会の開催等に協力すること。

(3) 広報業務

各種媒体を通じて施設の情報を発信し、認知度の向上に努めること。

ア 専用パンフレット等を作成すること。

イ 公園案内ホームページを作成し、施設案内、花の見ごろ、催事の広報等の情報発信をすること。また、更新やメンテナンス等ホームページ管理も併せて定期的に行うこと。

(4) 施設等の共通維持管理業務等

管理運営業務の対象となる施設の維持管理にあたっては、常に良好な状態を保つように努めること。また、施設等の維持管理業務については、別添「年間維持管理水準表・計画表」の水準を基本とし、「名古屋市緑政土木局土木工事標準仕様書」、「名古屋市緑政土木局業務委託標準仕様書」、「名古屋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本指針」、「農薬・殺虫剤等の適正使用マニュアル（屋外 農薬編）」及び「農薬・殺虫剤等の適正使用マニュアル（屋内 殺虫剤等編）」を遵守すること。

維持管理に係る名古屋市からの照会・依頼に対応すること。

ア 基本管理

(ア) 巡視

園内巡視を行い、施設の安全面、衛生面、機能面が確保されるように努め、不具合等が発見された場合は、必要な措置を施すとともに、不具合等の発見・措置内容を記録し、適宜、名古屋市に報告すること。

(イ) 清掃

- a 園路・広場・樹林地・芝生広場・花壇等のゴミを除去し、清潔にすること。
- b 緑のまちづくり活動団体等の市民活動により発生したゴミ袋の回収並びに袋集積地付近のゴミ拾いを行い、分別すること。また、名古屋市の定める様式により、ゴミ袋の回収数量を名古屋市に報告すること。
- c 台風・落葉等によりゴミが発生した場合は速やかに除去すること。
- d ホームレスの対応に伴う物件の撤去・処分や清掃（特別清掃）は名古屋市の指示に従い実施すること。
- e ゴミの処理については、事前に処分方法や処分先等を名古屋市に確認し、適正に処分すること。

(ウ) 除草

- a 機械式除草又は抜取除草を実施すること。
- b 薬剤除草は行わないこと。
- c 草類はリサイクルに努め、適正に処分すること。

(エ) バックヤード

- a 展示用植物や養生を要する植物などの管理を行う場所として使用すること。
- b 植物の植付け・植替え・剪定・施肥・病虫害防除等良好な管理を行う場所として使用すること。

イ 植物管理

(ア) 留意事項

- a 各植栽地の管理に当たっては、来園者の公園利用と安全を確保しつつ、病害虫防除や施肥の実施、花き等は開花期や剪定時期に注意する等、最も適切な時期や方法を選び管理すること。除草剤は使用不可とする。
- b 危険防止のため、国土交通省「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（H29.9）」を参考に、名古屋市公園施設維持管理計画で定める点検及び必要な措置を行い、枯損木や枯れ枝の早期発見と除去を行うこと。
- c 剪定枝・刈込枝葉・草類は、リサイクルに努め、適正に処分すること。

(イ) 管理の基準の概要

- a 植栽地管理
剪定、刈込、除草、芝刈りなどを実施すること。芝生地はかん水やエアレーションを行うなどして、良好な管理に努めること。
- b 草花管理
花壇・プランターの管理を実施すること。

ウ 施設管理

国土交通省「公園施設の安全点検に係る指針（案）」を参考に、名古屋市公園施設維持管理計画で定める日常点検、定期点検等を実施し、点検記録書を作成すること。ただし、個別に指針・基準等がある場合は、それに従うこと。

点検記録書は名古屋市からの求めがあれば提出すること。施設の変状及び異常があった場合は、使用中止や修繕などの応急処置を行い、速やかに点検記録書とともに名古屋市に報告すること。

名古屋市から定期点検結果報告の依頼があった場合は、指定の様式で名古屋市に報告すること（毎年5月頃別途依頼）。

(ア) 園路広場

来園者の安全・快適な環境づくりのため、日常点検、定期点検等を実施するとともに補修を要するようであれば、速やかに処置を行うこと。

(イ) 給水施設（上水・地下水）

- a 来園者の安全・衛生や、植物管理、水景施設管理のため、日常点検、定期点検等を実施するとともに、補修を要するようであれば、速やかに処置を行うこと。
- b 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）に基づき、地下水の毎月の揚水量等を測定・記録し、3年間保管すること。また、1年間の測定結果を記載した報告書を名古屋市に提出すること。

(ウ) 排水施設

良好な排水機能を確保するため、側溝・管渠・桝類等の日常点検、定期点検等や、流入堆積した土砂等の清掃を行うこと。補修を要するようであれば、速やかに処置を行うこと。

(エ) 電気施設（照明施設・放送設備を含む。）

来園者の安全・快適な環境づくりのため、日常点検、定期点検等を実施するとともに、ランプ等消耗品の取替え等を適宜行うこと。補修を要するようであれば、速やかに処置を行うこと。

なお、電気施設の運転・管理・保守は、必要な知識及び豊富な経験・技能を有する技術者が実施すること。

施設が老朽化しているので、点検報告については、その都度、点検業務の受託者に異常の有無の聞き取りを行い、故障や基準超過に関する報告があった場合は、速やかに対応するとともに、名古屋市に報告すること。

異常の有無にかかわらず、四半期毎に点検結果を名古屋市に報告すること。

(オ) 工作物

案内板やベンチ・時計塔等は、来園者の安全確保・快適な環境づくりのため、日常点検、定期点検等を点検を実施するとともに、必要に応じて補修等を行うこと。更新の必要が生じた場合は景観に合ったものを選択すること。

また、なごやかベンチ等の寄附物件の補修を行う場合は、その都度名古屋市と協議すること。

(カ) 遊戯施設

遊戯施設等については、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」を参考に、利用者が安全・快適に使用できるよう日常点検及び年1回以上の定期点検を実施するとともに、必要に応じて補修等を行うこと。

また、まごころ遊具等の寄附物件の補修を行う場合は、その都度名古屋市と協議すること。

(キ) 水景施設

修景効果を高めるため、浮きゴミ清掃等日常管理を行うこと。また、来園者の安全・衛生に配慮した水質浄化等の維持管理を行うこと。

分電盤・操作盤・ポンプ・ろ過装置等設備全般については、専門業者による定期点検を行い、計画的に保守管理を行うこと。

臨時整備として、施設・設備等に不具合が生じた場合は、速やかに修繕を行い機能回復に努めること。

(ク) 有料公園施設

a 駐車場

駐車場内を清掃し、清潔な状態を保つこと。また、駐車場施設に異状がないか確認し、安全を維持すること。異状があった場合は、速やかに対応するとともに、名古屋市に報告すること。

エ 建物管理

来館者が安全で快適に過ごせるよう、良好な施設管理に努めること。施設の変状及び異常があった場合は、使用中止や修繕などの応急処置を行い、速やかに名古屋市に報告すること。また、定期点検結果を遅滞なく名古屋市に報告すること。

(ア) 建築管理

a 清掃

農業文化園の開館前には清掃業務を行い、来館者が快適に過ごせる清潔で美しい環境づくりに心がけること。日常清掃、定期清掃を組み合わせることで、建築物等の床・壁・窓ガラス、照明器具、空調機、衛生機器、その他備品等について、ゴミ、汚れ、ほこり等がない状態を維持すること。

また、開館中においても、必要が生じた場合は清掃を行い、常に館内が快適な環境となっているよう、留意すること。ただし、従事者の服装は来館者に不快感を与えないよう配慮すること。

b 臨時処置

床補修・ガラス補修等が必要となり、来館者の安全に支障をきたす恐れがある場合は、その旨を来館者のわかりやすい位置に提示するとともに、安全確保に努めること。

c 付帯施設

倉庫等は清掃・水洗いなど安全・衛生に配慮し、日常使いやすいよう管理すること。

d 建築物定期点検

施設の安全確保のため、来館者が安心かつ快適に利用できるよう、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく定期点検を行うこと。

e 警備委託

警備警報システムにより、管理者不在の際の施設の安全を確保すること。

f 病虫害防除

病虫害防除を実施すること。

g 園内便所

令和 5 年度中に園内便所にトイレトペーパーホルダーを設置し、設置後は清掃時等にトイレトペーパーの補充を行うこと。

トイレトペーパーホルダーは 2 連式の鍵付きを標準とし、事前に名古屋市に仕様確認を受けること。

(イ) 建築設備等管理

a 建築設備保守・定期点検

施設の安全確保のため、来館者が安心かつ快適に利用できるよう、保守管理及び建築基準法に基づく定期点検を実施すること。

(a) 換気設備保守点検

(b) 排煙設備保守点検

(c) 非常用照明装置保守点検

(d) 給水設備及び排水設備保守点検

b 昇降機保守・定期点検

来園者の安全確保のため、計画的に保守点検を行うこと。

c 防火設備保守・定期点検

施設の安全確保のため、来館者が安心かつ快適に利用できるよう、保守管理及び建築基準法に基づく定期点検を実施すること。

d 自家用電気工作物保守・定期点検

施設の安全確保のため、保守管理及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による定期点検を実施すること。別添「自家用電気工作物の保安業務に関する特記仕様書」を参照のこと。

e 消防設備保守・定期点検

火災発生時など適切な対応を行えるよう、保守管理及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）による定期点検を実施すること。

f 自動ドア保守・定期点検

来館者の安全確保のため、計画的に保守点検を行うこと。

g 便所浄化槽保守・定期点検

来園者の衛生確保のため、保守管理及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）に基づく定期点検を実施すること。

h その他の保守点検

その他法令に基づく点検及び各種設備の保守管理・保守点検を実施すること。

（５）エリア別の維持管理業務

ア 農業文化園

（ア）農業科学館展示室の維持管理

- a 展示品及び展示設備を良好な状態に維持すること。
- b 機械機器等附帯設備の保守点検整備などを実施すること。
- c 市民への農業に関する知識の普及啓発を図るために、わかりやすい展示の工夫など来館者等に満足感を与える展示・維持管理を行うこと。
- d 施設・設備は常に正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検を行い、部品交換や施設の補修・修繕を行うこと。
- e 施設・設備の改修、展示変更について、名古屋市と協議して実施すること。

（イ）フラワーセンターの維持管理

- a フラワーセンター温室の施肥、剪定、植栽、土壌管理、病虫害防除、灌水、除草等の栽培管理等は随時行い、良好な状態を維持すること。
- b 展示植物には、植物名、学名等を記入した名札やわかりやすい説明看板の設置など来園者等に満足感を与える展示・維持管理を行うこと。
- c 散水は開園時間外に行うこと。やむを得ず開園時間内に行う場合には、来園者等に十分配慮すること。
- d 水槽及び展示ホール前水槽について、清掃・点検・えさ補充等を行うこと。
- e 水景について、ジェット等により清掃及び設備の点検を行うこと。
- f ガスヒートポンプエアコンについて年間保守及び点検を行うこと。
- g 常温管理に伴う植物レイアウトの再配置及び植物補植等については、名古屋市と

協議して実施すること。

(ウ) 修景施設、園路及び広場等の維持管理

- a 園内の樹木・芝・花壇の刈込、剪定、施肥、植栽、土壌管理、病虫害防除、かん水、除草等の維持管理を随時行うこと。
- b 水景モニュメント、水車小屋等施設を良好に維持するために必要とする措置を実施すること。

(エ) 体験農園の維持管理

体験農園(戸田川緑地中央地区左岸の水田約 1,100 m²・畑 300 m²、同南地区等畑約 2,700 m²)の施肥、植栽、土壌管理及び病虫害防除その他栽培管理に必要な農作業を随時行い、良好な状態を維持するとともに、附帯設備を良好に維持するために必要とする措置を実施すること。

イ 戸田川緑地南地区

(ア) 園地の維持管理

樹木・芝・花壇の刈込、剪定、施肥、植栽、土壌管理及び病虫害防除その他維持管理に必要な附帯設備の維持補修を行うこと。

(イ) 建物・その他施設の維持管理

とだがわ陽だまり館及びレストハウスの清掃、建物及び附帯設備(各種展示整備を含む。以下同じ。)の維持補修(小規模なものに限る。)、設備の運営管理及び保守点検並びに建物及び附帯設備を良好に維持するために必要とする措置を実施すること。

(ウ) 南地区汚水中継ポンプの管理業務

南地区の汚水中継ポンプの維持管理については、別添「戸田川緑地内の排水施設等の管理に関する覚書」(以下「管理に関する覚書」という。)により戸田川緑地の指定管理者が行い、管理に係る費用については、管理に関する覚書に定める定率按分により「とだがわこどもランド」の指定管理者へ請求すること。

(エ) 電気設備の管理業務

電気設備の維持管理については、管理に関する覚書により「とだがわこどもランド」の指定管理者と共同で行い、管理に係る費用については、管理に関する覚書に定める定率按分により「とだがわこどもランド」の指定管理者へ請求すること。

ウ 戸田川緑地中央地区右岸

(ア) 園地の維持管理

樹木・芝・花壇の刈込、剪定、施肥、植栽、土壌管理及び病虫害防除その他維持管理に必要な附帯設備の維持補修を行うこと。

(イ) 建物・その他施設の維持管理

サービスセンター及びボランティアハウスの清掃、建物及び附帯設備（各種展示整備を含む。以下同じ。）の維持補修（小規模なものに限る。）、設備の運営管理及び保守点検並びに建物及び附帯設備を良好に維持するために必要とする措置を実施すること。

水景モニュメントその他施設の維持補修を実施すること。

(ウ) なごや西の森づくり事業地区の維持管理（右岸）

なごや西の森づくり事業地区の樹木及び関連施設は、名古屋市及びボランティア団体等と協議のうえ、西の森協議会の意向に沿った形で協働して管理していくこと。

- a 「なごや西の森づくり計画書」及び「なごや西の森維持管理計画」に基づき適切に管理すること。
- b 下草刈りは、ボランティア団体と調整し、苗木を傷めないように実施すること。
- c 下枝、支障枝等の伐採及び間伐は、ボランティア団体と調整して行うこと。また、周辺樹木を伐採作業により損傷しないよう十分注意すること。伐採した樹木の幹や枝葉等は利用目的に応じ玉切り等を行うこと。発生材はリサイクルし、可能な限り本公園内で資源の有効活用を図ること。
- d これまで名古屋市が行っていた「なごや西の森づくり協議会の企画運営」等の業務が新たに追加されているため、業務の実施については、別添「なごや西の森づくり業務特記仕様書」に従って業務を行うこと。

エ 戸田川緑地中央地区左岸

(ア) 園地の維持管理

樹木・芝・花壇の刈込、剪定、施肥、植栽、土壌管理及び病虫害防除その他維持管理に必要な附帯設備の維持補修を行うこと。

(イ) 建物・その他施設の維持管理

建物及び附帯設備の維持補修（小規模なものに限る。）、設備の運営管理及び保守点検並びに建物及び附帯設備を良好に維持するために必要とする措置を実施すること。

流れ・池その他施設の維持補修を実施すること。

(ウ) なごや西の森づくり事業地区の維持管理（左岸）

なごや西の森づくり事業地区の樹木及び関連施設は、名古屋市及びボランティア団体等と協議のうえ、西の森協議会の意向に沿った形で協働して管理していくこと。

- a 「なごや西の森づくり計画書」及び「なごや西の森維持管理計画」に基づき適切に管理すること。
- b 下草刈りは、植栽した苗木を傷めないよう人力作業で行うこと。苗木の生育や間伐の実施により、機械刈り作業が可能な場所は、機械刈りとすることもできる。
- c 下枝、支障枝等の伐採及び間伐は、ボランティア団体と調整して行うこと。また、周辺樹木を伐採作業により損傷しないよう十分注意すること。伐採した樹木の幹や枝葉等は利用目的に応じ玉切り等を行うこと。発生材は、リサイクルし、可能な限り本

公園資源の有効活用を図ること。

- d とだがわ生態園の水辺については、浮きゴミ清掃等を実施し、生き物に配慮しながら、水辺観察ができるようヨシ等の草刈り等、機能の維持向上を行うこと。また、来園者の安全・衛生に配慮した維持管理を行うこと。
- e これまで名古屋市が行っていた「なごや西の森づくり協議会の企画運営」等の業務が新たに追加されているため、業務の実施については、別添「なごや西の森づくり業務特記仕様書」に従って業務を行うこと。

(エ) 夜間巡回警備業務

7月中旬の土曜から9月最終日曜までの土曜、日曜、祝日及び8月お盆の週について、中央地区夜間巡回警備を実施すること。

巡回場所 戸田川緑地中央地区（戸田川右岸）

オ 戸田川緑地北地区右岸

(ア) 園地の維持管理

樹木の刈込、剪定、植栽、その他維持管理に必要な附帯設備の維持補修を行うこと。

(イ) なごや西の森づくり事業地区の維持管理

なごや西の森づくり事業地区の樹木及び関連施設は、名古屋市及びボランティア団体等と協議のうえ、西の森協議会の意向に沿った形で協働して管理していくこと。

- a 「なごや西の森づくり計画書」及び「なごや西の森維持管理計画」に基づき適切に管理すること。
- b 下草刈りは、ボランティア団体と調整し、苗木を傷めないように実施すること。
- c 下枝、支障枝等の伐採及び間伐は、ボランティア団体と調整して行うこと。また、周辺樹木を伐採作業により損傷しないよう十分注意すること。伐採した樹木の幹や枝葉等は利用目的に応じ玉切り等を行うこと。発生材はリサイクルし、可能な限り本公園内で資源の有効活用を図ること。
- d これまで名古屋市が行っていた「なごや西の森づくり協議会の企画運営」等の業務が新たに追加されているため、業務の実施については、別添「なごや西の森づくり業務特記仕様書」に従って業務を行うこと。

(6) 駐車場の運営管理

ア 使用料徴収業務等（※イベント時のみ有料）

別添「戸田川緑地駐車場使用料徴収業務等仕様書」に従い、駐車場の使用料の徴収業務等を行うこと。

イ 繁忙期の車両誘導業務

- (ア) 利用者の車両を誘導し、安全に駐車させること。
- (イ) 車両や歩行者の動きに注視し、事故の発生を未然に防ぐこと。
- (ウ) 満車時には表示を出し、空いている駐車場へ誘導するなど、車両が公園の外周道路に

並ぶことのないように努めること。

- (エ) 戸田川緑地第2駐車場における車両誘導業務（土曜、日曜、祝日及びイベント時）にかかる費用負担について、「とだがわこどもランド」の指定管理者と協議調整のうえ、「とだがわこどもランド」の指定管理者へ請求すること。

(7) 行為許可の受付に関する業務

行為許可（名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第4条第1項第1号から3号までの行為の許可をいう。）については、名古屋市が定める「指定管理者の管理する施設における行為許可の取扱いについて」に従い業務を行うこと。

(8) 利用の禁止について

有料公園施設の利用禁止については、別添「有料公園施設の利用の禁止について」（平成23年4月1日付）を準用するものとする。ただし、同通達中第2項イ、ロ及び第3項中「土木事務所」とあるのは「指定管理者」に、第2項イ中「土木事務所長の決裁をとり緑地管理課長及び緑地維持課長に合議する」とあるのは「名古屋市と協議する」に、第3項中「当該有料公園施設及び土木事務所又は公園案内センター」とあるのは「当該有料公園施設」にそれぞれ読み替えるものとする。

(9) 広域避難場所

地震等で大被害の場合、区役所と一緒に広域避難場所として対応すること。また、中央地区右岸の災害用トイレハウス6個（一般用5個、身障者用1個）については、年1回以上防災訓練等を実施し、当該設備の存在とその設置方法について職員に周知を図ること。

(10) その他の業務

ア 電気・水道料金について

戸田川緑地に対して請求される電気・水道料金には、「とだがわこどもランド」の使用分も含まれているため、別添「戸田川緑地（陽の郷）の電気・水道水供給覚書」により「とだがわこどもランド」の指定管理者と協議調整のうえ、「とだがわこどもランド」の指定管理者へ請求すること。

イ 名古屋市等関係機関との連絡調整等日常業務の調整

(ア) 名古屋市が出席を要請した会議等には出席すること。

(イ) 関係機関との連絡調整を図ること。

ウ 苦情等への対応

来園者からの苦情や、来園者間のトラブル等の発生時には、速やかに対応するとともに、苦情等の内容及び対応状況について日報等に記録し、名古屋市に報告すること。

エ 放置自転車の取り扱い

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）及び同

施行細則（昭和 63 年名古屋市規則第 103 号）の趣旨に沿い名古屋市に協力すること。

（ア）放置禁止区域内において自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者等に対し、当該自転車等を自転車駐車場その他の適切な場所に移動するように指導すること。

（イ）放置禁止区域以外の場所において、自転車等の放置により公園の美観を損ねるなど公園管理上支障がある場合は、当該自転車等を整理し、又は自転車駐車場その他の適切な場所に移動するとともに当該利用者等に対し当該自転車等を速やかに適切な場所に移動すべき旨を告知する注意札を当該自転車等に取り付けること。

また、注意札を取り付けたにもかかわらず、当該自転車等が名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則に規定する期間放置されている時は、名古屋市に対し放置の状況を報告すること。

（ウ）名古屋市が放置自転車を撤去する際には現地確認をすること

オ 拾得物の取り扱い

管理対象区域内において拾得された拾得物については、関係法令等に基づき、適切な対応をすること。

カ 公園適正利用指導の業務

（ア）公園内での不適正な利用を確認した場合は必要に応じて適正な指導を行うこと。

（イ）公園内における放置物件に関する業務については、名古屋市が定める「都市公園内放置物件処理規程」に基づき対応すること。

（ウ）ホームレスの起居及びこれに伴う物件の常置などにより、公園の適正な利用が妨げられていると認められる時は、名古屋市に報告したうえで、公園管理者として適正な指導、注意、ゴミ撤去など適切な対処を行うとともに、名古屋市と協力して必要な措置をとること。

（エ）名古屋市の指示に従って物件の撤去・処分を行うとともに、新たな起居防止措置を講ずること。

（オ）名古屋市から状況調査の依頼があれば調査・報告をすること。

キ 不法投棄の取り扱い

不法投棄と推測される物件を発見した場合は名古屋市が定める「都市公園内放置物件処理規程」に基づき対応すること。

ク 放置自動車についての対応

放置自動車を発見した場合には、名古屋市が定める「公園内放置自動車処理規程」に基づき、警告書の貼付、警察署への照会及び名古屋市への報告等を行うものとする。

ケ 管理報告書の作成・保管

1 日の業務内容（点検、修繕、清掃、その他維持管理作業、窓口運営等）や市民対応など特記事項を記した日報等を作成し、保管すること。

コ 事業計画書、事業報告書等の作成・提出

指定管理者は、次のとおり、事業計画書、事業報告書等を作成し、名古屋市に提出すること。

(ア) 事業計画書等の作成・提出

事業計画書を名古屋市に提出すること。記載する内容は以下のとおりとし、書式は、名古屋市と指定管理者で協議により定めること。

a 管理執行体制

- (a) 職員配置・責任体制表
- (b) 勤務ローテーション表
- (c) 事故発生時の対応
- (d) 緊急連絡体制表
- (e) 非常配備体制表

b 業務計画

- (a) 年間作業計画表
- (b) 外部委託予定表
- (c) 防犯対策
- (d) 防災対策
- (e) 利用者対応
- (f) 研修計画
- (g) 催事計画

c 本業務に係る収支予算案

d 自主事業に係る事業計画表及び収支予算案

e その他名古屋市が必要と認める事項

(イ) 事業報告書等の作成・提出

事業報告書として次の書類を名古屋市に提出すること。記載する内容は以下のとおりとし、書式は、名古屋市と指定管理者で協議により定めること。

a 利用実績（利用者数、利用率等）・・・月次、年間ごとに提出

b 管理業務及び自主事業の実施状況・・・四半期、年間ごとに提出

c 収支決算書等（管理業務と自主事業とを区分したもの）・・・年間ごとに提出

d 農業科学館・フラワーセンターに関する施設管理経費報告・・・年間ごとに提出

(ウ) その他資料の作成等、名古屋市が求める事項について、速やかに対応すること。

サ 指定管理者による管理運営についての表示

当該施設が指定管理者により管理運営されていることを示すため、施設出入口など外部からでも確認ができる場所に指定管理者の名称、連絡先を表示しておくこと。

シ 緊急地震速報について

業務に従事する職員等に対し、名古屋市が定める「緊急地震速報の運用について－緊急地震速発表時の職員行動マニュアル（緑政土木局）－」（以下「マニュアル」という。）の周知・徹底を図るとともに、緊急地震速発表時はマニュアルに従い、施設利用者及び職

員等の安全の確保に努めること。

(11) 農業文化園を中心とした戸田川緑地南地区の魅力向上（提案）

農業文化園を中心としてその周辺の戸田川緑地南地区まで含めた区域について、本市の農産物や自然の魅力を体感できる公園としての一層の魅力向上を図り、回遊性を向上させるイベントや施設運営を行うこと。自主事業を活用、連携し、特に農業科学館やとだがわ陽だまり館と周辺緑地との回遊性を考慮して、魅力向上、利用促進を図ること。

2 自主事業

(1) 自主事業の内容

指定管理者は、次に掲げる事業を自主事業として実施することができる。必須としている自主事業は、必ず実施すること。

自主事業により得た収益は指定管理者の収入となるが、自主事業に要する経費（人件費、光熱水費を含む。）に名古屋市が支払う指定管理料を充ててはならない。

自主事業の提案にあたって収益が見込まれる場合、その収益の一部を名古屋市又は利用者に還元する方法についても提案すること。

ア とだがわ陽だまり館の売店の管理運営（必須＋提案）

とだがわ陽だまり館の売店については、指定管理者が名古屋市から都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条に基づく公園施設管理許可を得て管理運営すること。また、名古屋市都市公園条例で定める許可使用料を名古屋市に納付すること。

その際、指定管理者は売店の拡大や、売店の管理運営に加え、飲食店等の新たな施設運営を行うことも提案できるが、売店の運営は必須の事業として管理運営すること。指定管理者は、売店と提案施設の運営を通じて、施設の効用の増進と利用者満足の向上を図ること。また、売店については、地産池消の推進に資する提案を含むこと。

管理運営にあたっては食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等の関係法令を遵守すること。

イ レストハウスの管理運営（必須＋提案）

レストハウスについては、指定管理者が名古屋市から都市公園法第 5 条に基づく公園施設管理許可を得て管理運営すること。また、名古屋市都市公園条例で定める許可使用料を名古屋市に納付すること。

その際、指定管理者は軽食レストランの拡大や、軽食レストランの管理運営に加え、新たな施設運営を行うことも提案できるが、軽食レストランは必須の事業として管理運営すること。ただし、とだがわ陽だまり館において、軽食レストランの提案をする場合は、レストハウスは軽食レストラン以外の提案としてもよい。

指定管理者は、軽食レストランと提案施設の運営を通じて、施設の効用の増進と利用者満足の向上を図ること。

また、管理運営にあたっては食品衛生法等の関係法令を遵守すること。

ウ サービスセンターの管理運営（必須）

サービスセンターについては、指定管理者が名古屋市から都市公園法第 5 条に基づく公園施設管理許可を得て管理運営すること。また、名古屋市都市公園条例で定める許可使用料を名古屋市に納付すること。

指定管理者は、パターゴルフ、一輪車、インラインスケート、おもしろ自転車の貸し出し業務を通じて、施設の効用の増進と利用者満足の向上を図ること。管理にあたっては、利用者の安全確保に十分配慮し、事故のない管理運営を行うこと。

エ 第 4 及び第 5 駐車場の管理運営（必須）

第 4 及び第 5 駐車場の管理運営については、イベント時に指定管理者が名古屋市から都市公園法第 5 条に基づく公園施設管理許可を得て管理運営すること。また、名古屋市都市公園条例で定める許可使用料を名古屋市に納付すること。

(ア) 駐車台数 第 4 駐車場 208 台（うち身体障害者用 5 台）

 第 5 駐車場 68 台（うち身体障害者用 2 台）

(イ) 管理運営方法 別添「戸田川緑地駐車場の管理運営について」のとおり。

オ その他の戸田川緑地における自主事業

施設の魅力向上や利用促進に資することを目的とした催事等（指定管理業務として実施する催事等を除く。）を実施する事業、売店や自動販売機などを設置し公園利用者へのサービス向上を図る事業及びその他施設の機能増進や活性化につながる事業を、自主事業として行うことができる。

指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ名古屋市と協議し必要な許可を得なければならない。その際、名古屋市都市公園条例に定める使用料等を名古屋市に支払う必要がある。

自主事業の提案が先に述べた事業に該当しない場合や名古屋市が公園での実施がふさわしくないと判断した場合は実施することができない。また、事業計画書において提案された自主事業の実施の可否については、事前にあらためて協議することとする。

なお、自主事業の承認基準等については、名古屋市が定める「指定管理業務による催事等及び自主事業承認基準」を参照のこと。

<参考>

管理許可とは、名古屋市自ら公園施設を管理することが不適當又は困難、あるいは名古屋市以外の者が管理することによって機能増進となる場合に、名古屋市の施設を管理運営することを許可する制度である。

設置許可とは、名古屋市自ら公園施設を設置管理することが不適當又は困難、あるいは名古屋市以外の者が設置管理することによって機能増進となる場合に、自ら施設を設置し管理運営することを許可する制度である。

※詳細については、都市公園法・名古屋市都市公園条例・同施行細則（昭和 34 年名古屋市規則第 14 号）を参照すること。

カ 農業文化園の自主事業

農業文化園は、都市公園区域ではないため、指定管理者は、行政財産の使用に関する規制を遵守したうえで、都市農業の振興を図るとともに施設の利用者増、来園者への便益の提供及び施設経営の視点から、イベントや営業行為等の自主事業を次のように行うことができる。

(ア) 自主事業に要する経費に名古屋市が支払う指定管理料を充ててはならない。

(イ) 指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ名古屋市と協議すること。

なお、事業計画書において提案された自主事業については、名古屋市と協定を締結する際にあらためて協議するものとする。

(ウ) 自動販売機を設置については、借地借家法に定める公有財産一時使用契約による貸付を受けること。その際、原則、公募時に提案のあった貸付料（注）を名古屋市に支払うこと。

（注）名古屋市が各種貸付料の最低額を見直し、見直し後の最低額が公募時の提案額を上回った場合は、原則、当該見直し後の最低額に基づき算定した貸付料を名古屋市へ支払うこと。

(エ) 自動販売機以外の営業行為に使用するため占用する土地及び建物の区域については、行政財産の目的外使用許可を受けること。その際、規則に定める使用料を市に支払うこと。

(オ) イベントについては、農業文化園と一体的な管理運営を行う戸田川緑地及びその施設も含め、地域の自然、農業資源（水田）、歴史及び文化、緑豊かなフィールド、特色ある植栽、その他園内施設・収蔵物等を活用し、施設の魅力を発揮できるよう、指定管理者の企画による自主事業として実施すること。指定管理業務で管理運営する各施設の利用促進に直接つながるような、または、回遊性を生み出し各施設の活性化につながるような自主事業を期待する。

自家用電気工作物の保安業務に関する特記仕様書

(目的)

第 1 条 指定管理者は、本特記仕様書に則り自家用電気工作物を適切に管理するものとする。

(対象とする事業場)

第 2 条 本仕様書で対象とする事業場は次のとおりとする。

名称	名古屋市 農業文化園・戸田川緑地
所在地	名古屋市港区春田野二丁目 他

(本市及び指定管理者の責務)

第 3 条 指定管理者は、自家用電気工作物について、電気事業法第 39 条第 1 項の義務を果たすものとする。

2 本市は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重するものとする。

3 本市及び指定管理者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うように確約させるものとする。

4 本市及び指定管理者は、電気主任技術者として選任する者を、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うことを確約させるものとする。

(保安管理業務の細目及び基準)

第 4 条 保安業務の詳細については、「保安管理業務の細目及び基準」を参照するものとする。

保安管理業務の細目及び基準

1. 保安管理業務の内容

(1) 受注者が受託して実施する保安管理業務は次によるものとする。

① 定例の保安管理業務は次の各号によるものとする。

ア. 定期的な点検、測定及び試験(具体的基準は、別に定める「点検、測定及び試験の基準」による。)を行い、経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行う。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、発注者の通知を受け必要な指導、助言を行う。

ウ. 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、発注者の通知を受け、毎週1回工事期間中の点検(具体的基準は、別に定める「工事期間中に関する点検の基準」による。)を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行う。

ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第249号第4条の規定により点検は行わないものとする。

エ. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、発注者若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行う。

この場合は、発注者は受注者が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に受注者に連絡するものとする。

オ. 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成指導及び手続の指導を行う。

カ. 受注者が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行う。

キ. 電気事業法に規定する立入検査には、その都度発注者の通知を受け、受注者の保安業務担当者等を立ち合わせること。

ク. 変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認をすること。

② 定例外の保安管理業務は次の各号によるものとする。

ア. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成指導及び手続の指導を行う。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行う。

ウ. 前各号のほか発注者の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行う。

(2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、発注者は発注者の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。この場合において、発注者の申し出がある場合又は点検の際に受注者が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、受注者は指導、助言又は協議を行うものとする。

ア. 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する自家用電気工作物)

(ア) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(イ) 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

(ウ) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(エ) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器(医療用機器、オートメーション化された工作機械群等)

(オ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器(密閉型防爆構造機器等)

イ. 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次の(ア)から(カ)までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物)

(ア) 立入に危険を伴う場所(酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴

- う 場所、放射線管理区域等)
- (イ) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室）
- (ウ) 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
- (エ) 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
- (オ) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- (カ) 器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- ウ. 事業場外で使用されている可搬型機器（移動して使用する機器）である自家用電気工作物
- エ. 可搬型機器及びこれに付属する電線のうち、点検時事業場に設置されていないもの
- オ. 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

- (3) 上記（2）において、発注者及びその従事者の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を保安業務担当者等が行い、異常があった場合には、保安業務担当者等が点検を行うものとする。

2. 相互の連絡

- (1) 発注者は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく受注者に通知するものとする。

①遅滞なく連絡する事項

- ア. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合
- イ. 安全上の事由または物理的な事由により、技術基準の適合確認が困難となるおそれがある場合
- ウ. 有害ガス発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等のおそれが生じた場合
- エ. 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合
- オ. 感染症等により、事業場への立ち入りが困難となる恐れがある場合

②その他連絡する事項

- ア. 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合
- イ. 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- ウ. 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合
- エ. 発注者の事業場に設置された絶縁監視装置（電話通報方式）が警報を発した場合
- オ. 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
- カ. 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合
- キ. 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合
- ク. 発注者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合
- ケ. 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合
- コ. 電気事業者との需給契約を変更する場合
- サ. 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合
- シ. その他電気工作物の保安に関し必要な場合

- (2) 受注者は次の各号に掲げる事項を発注者に通知するものとする。

- ア. 受注者の就業時間内、時間外における受注者への連絡方法
- イ. 発注者の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合
- ウ. その他必要な事項

3. 絶縁監視装置及び機器の設置

- (1) 経済産業省告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び受注者の定める条件に該当する電気工作物には、発注者の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができる。
- (2) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）は発注者と受注者が協議のうえ受注者が設置し所有するものとする。
- (3) 発注者は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設及び電話回線の利用について便宜を供するものとする。
- (4) 絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として受注者が負担するものとする。
- (5) 絶縁監視装置等機器の保守は受注者が行い、その費用は受注者が負担するものとする。
- (6) 発注者は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとする。

4. 絶縁監視装置の警報発生時の処置

- (1) 電気工作物に設置する絶縁監視装置から警報発生時（警報動作電流 50 mA）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して 5 分以上受信した場合又は 5 分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
- (2) 受注者は、警報発生時の受信の記録を 3 年間保存するものとする。

5. 絶縁監視装置及び機器の撤去

- (1) 受注者は、発注者との保安管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとする。
- (2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、発注者と受注者が協議のうえ絶縁監視装置又は機器を撤去するものとする。
- (3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して、第 3 項第 1 号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、発注者と受注者が協議のうえ、絶縁監視装置を撤去するものとする。

6. 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- (1) 保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、発注者と受注者が協議のうえ速やかに改修するものとする。
- (2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として発注者が負担するものとする。
- (3) 受注者は発注者と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがある。
- (4) 受注者は、発注者に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとする。

7. その他

この「保安管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度発注者と受注者が相互に協議するものとする。

別表 1

点 検 、 測 定 及 び 試 験 の 基 準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				I	II	
引 込 設 備	引込線	外観点検	○	○	○	必要の都度
	区分開閉器	絶縁抵抗測定			○※ 1	
	電線、支持物、ケーブル	放電雑音チェック		○		
受 電 設 備 (二 次)	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		継電器の動作試験		○※ 1	○※ 1	
		継電器との結合動作試験			○※ 1	
		トリップ回路の導通試験		○※ 1		
		絶縁油酸価度試験			○※ 2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※ 2	
		内部点検			○※ 2	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	母線、計器用変成器	外観点検	○	○	○	必要の都度

	断路器、電力用ヒューズ、 避雷器、電力用コンデンサ、 リアクトル、その他機器	絶縁抵抗測定			○※ 1	必要の都度
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	変圧器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		絶縁油透明度チェック			○※ 3	
		絶縁油酸価度試験			○※ 3	
		絶縁油破壊電圧試験			○※ 3	
		内部点検			○※ 3	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	受・配電盤	外観点検	○	○	○	
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		継電器の動作試験			○※ 1	
		継電器との結合動作試験			○※ 1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	接地工事 (接地線・保護管)	外観点検	○	○	○	
		接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4	
	構造物・配電設備 受電室建物 キュービクル式受・配 電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○	必要の都度
	蓄電池設備	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	1 回／年	○	○	
		液温測定	1 回／年	○	○	
		電圧測定	1 回／年	○	○	

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				I	II	
負 荷 設 備	電動機、電熱器 電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置 配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等 及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○※ 8	○※ 8	○※ 8	
		絶縁抵抗測定			○※ 1, 6	
		接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4	
		温度チェック	○	○	○	
		漏洩電流測定	○※ 5	○※ 5		
		絶縁監視	○※ 7	○※ 7	○※ 7	
非 常 用 予 備	ガスタービン及び 附属装置 内燃機関及び 附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		起動試験	○	○	○	
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	必要の都度

接地装置	絶縁抵抗測定		○※1	○※1
	接地抵抗測定		○※4	○※4
遮断器・開閉器 その他の電気機器類	受電設備と同じ			受電設備と同じ

- 注（１）月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとする。
「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行う。
ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
イ 電線と他物との離隔距離の適否
ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
エ 接地線等の保安装置の取付け状態
- （２）※５を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のＢ種接地線で漏えい電流を測定する。
ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとする。
- （３）※８を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとする。
- （４）年次点検Ⅰは無停電で行う点検で、年次点検Ⅱは停電をして行う点検をいう。なお、年次点検Ⅰを実施する場合は３年に１回は年次点検Ⅱを行うものとする。
年次点検Ⅰは、信頼性が高い設備で、年次点検Ⅱと同等と認められる次の各項目が１年に１回以上行われている場合に実施する。
ア 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第５８条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている。
イ 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第１９条に規定された値以下である。
ウ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。
エ 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常である。
オ 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。
- （５）※１を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがある。
- （６）※２を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）１０年経過時に、１０年を超えたものは５年経過毎にそれぞれ行うものとする。
ただし、年次点検Ⅰの点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。
※２を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。
採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とする。
- （７）※３を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）１０年経過毎に、２０年を超えたものは３年経過毎にそれぞれ行うものとする。
ただし、年次点検Ⅰの点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。
※３を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。
採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とする。
- （８）※４を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがある。
- （９）※６を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがある。
- （１０）※７を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいう。
この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検、年次点検実施時、誤差試験を年１回行うものとする。

別表２

工事期間中に関する点検の基準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
引込設備	引込線 区分開閉器 電線、ケーブル及び支持物	外観点検	○

受電設備 (二次 変電設備)	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○
	母線、計器用変成器、 電力用ヒューズ、断路器、避雷器、 電力用コンデンサ リアクトル、その他機器	外観点検	○
	変圧器	外観点検	○
	受・配電盤	外観点検	○
	接地工事（接地線・保護管等）	外観点検	○
	構造物・配電設備 受電室建物 〔キュービクル式受・配〕 〔電設備の金属製外箱等〕	外観点検	○
	蓄電池設備	外観点検	○

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
負荷設備	電動機、電熱器、電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置、配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物	外観点検	○
非常用 予備発電装置	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	○
	遮断器・開閉器、その他の電気機 器類	外観点検	○

注 （１）工事期間中は、設備ごとに外観点検を行うものとする。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行う。

- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取付け状態

戸田川緑地内の排水施設等の管理に関する覚書

名古屋市緑政土木局長（以下「甲」という。）と名古屋市子ども青少年局長（以下「乙」という。）は、戸田川緑地において、戸田川緑地内の汚水排水のために共用する排水管及びポンプ施設並びに電気設備の管理に関し、次のように覚書を締結する。

（対象施設）

第1条 この覚書の対象施設は、排水管、ポンプ施設及び電気設備とし、ポンプ施設及び電気設備は別図に示すとおりとする。

（排水管の管理）

第2条 排水管の管理は、次の区分により行う。

（1）甲の管理する部分

第2号に規定する部分を除いた部分

（2）乙の管理する部分

とだがわこどもランド内及びとだがわこどもランドから合流箇所まで

2 排水管の管理に要する費用は、前項の区分により管理を行う者が負担する。

（ポンプ施設の管理）

第3条 ポンプ施設の管理は、甲が行う。なお、ポンプ施設の管理とは、次に掲げる業務をいう。

（1）定期的な点検、汚水槽汚泥浚渫

（2）異常時の緊急対処

（3）不具合発生時における施設の修繕及び更新

2 ポンプ施設の管理に要する費用は、甲が5分の1を、乙が5分の4をそれぞれ負担する。

（電気設備の管理）

第4条 電気設備の管理は、キュービクルBについては乙が行い、それ以外については甲が行なう。なお、電気設備の管理とは、次に掲げる業務をいう。

（1）自家用電気工作物の保安管理業務

（2）異常時の緊急対処

（3）不具合発生時における施設の修繕及び更新

2 電気設備の管理に関する費用については、次のとおりとする。

(1)第1項第1号に定める電気設備の管理に要する費用は、甲が46分の10を、乙が46分の36をそれぞれ負担する。

(2)第1項第2号及び第3号に定める電気設備の管理に要する費用は、系統1は甲が46分の10を、乙が46分の36、系統2は甲がすべてを、系統3は48分の1を、乙が48分の47をそれぞれ負担する。

(適用日)

第5条 この覚書は平成21年7月1日より適用する。ただし、第3条第1項第1号及び第4条第1項第1号の業務に要する費用については平成22年4月1日から適用し、それまでの間は、甲が負担する。

(その他)

第6条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書によることが適当でない事項は、別に甲と乙が協議して定める。

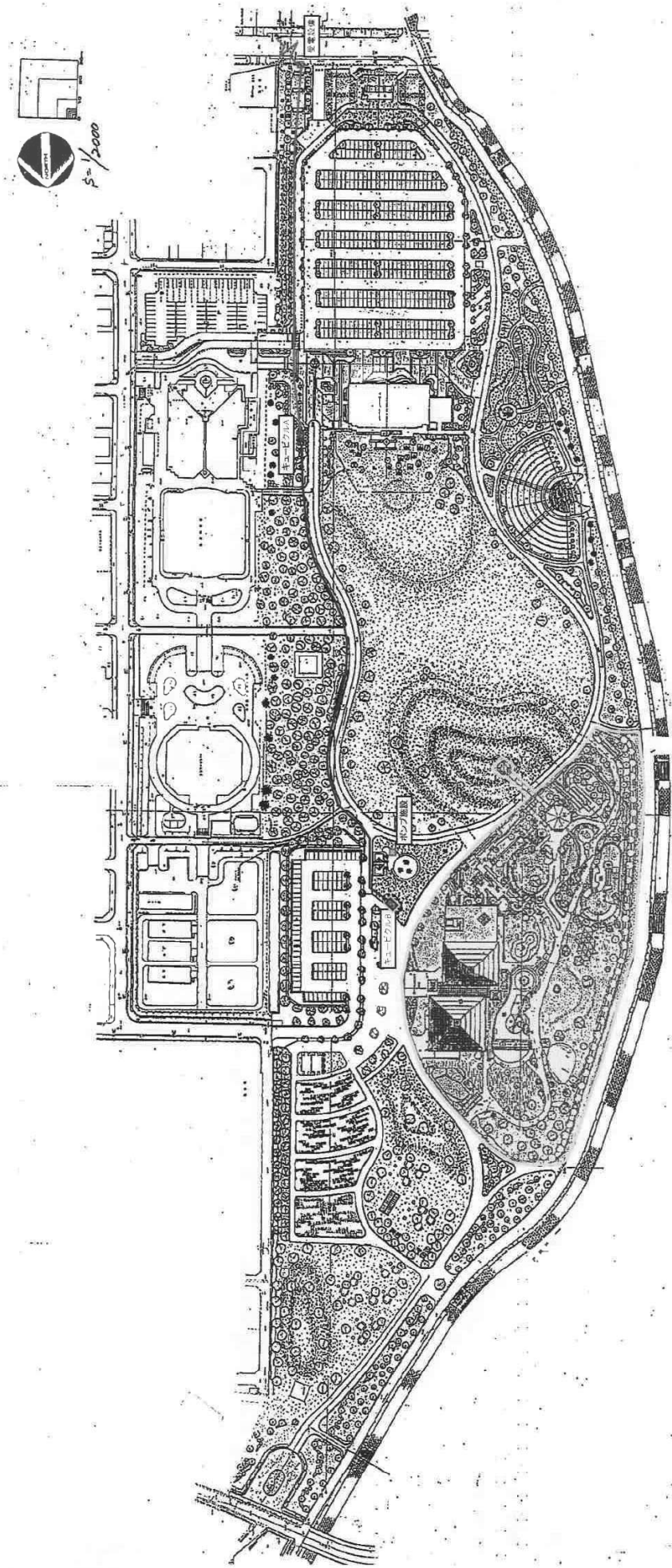
この覚書を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成21年 6月 26日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市長 村上 芳樹

乙 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市子ども青少年局長 石井 久士

戸田川緑地平面図



凡 例

■ : とだがわこどもランド管理区域

記号	施設名	費用負担	電気容量	管理主体
■	受電施設	系統1 甲:10/46、乙:36/46		甲
■	キュービクルA	系統2 甲:すべて	戸田川緑地分 147.65kW	甲
■	キュービクルB	系統3 甲:1/48、乙:47/48	戸田川緑地分 12.472kW	乙
■	ポンプ施設	甲:1/5、乙:4/5	こどもランド分 580.74kW	甲

なごや西の森づくり業務特記仕様書

I なごや西の森づくりの概要

(1) なごや西の森づくり

戸田川緑地では「なごや西の森づくり計画書」及び「なごや西の森維持管理計画」に基づき、市民・企業・行政のパートナーシップのもと、苗木を植え、次世代に伝える豊かな森を育てている。平成12年度から令和2年度までに約23,500人が参加し、4.3haに約64,600本を植樹した。

現在は、これまでに植樹した場所の育樹活動（間伐・下草刈り）や講座・観察会の開催など、地域や市民と連携した森づくり活動を行っている。

(2) なごや西の森づくり協議会

協働による森づくり活動を円滑に進めていくため、関係者が定期的集まり、活動の報告や調整、情報交換、「とだがわの森感謝祭」に向けた準備などを協力して進めている。市民活動団体（戸田川みどりの夢くらぶ、高年大学園芸緑友会）と指定管理者、名古屋市、その他必要と認められる個人・団体が対等な立場で出席する。

(3) とだがわの森感謝祭

なごや西の森づくり協議会の主催による森づくり協働イベント。平成12年度から開催しており、令和3年度は、市民活動団体や企業・事業者など計約280名が参加し、森の観察や育樹活動を行った。

II 指定管理業務の内容

1 西の森の現地管理（業務仕様書参照）

- ・ 中央地区右岸及び左岸における西の森・とだがわ生態園の維持管理業務

2 市民との協働及び市民活動団体の支援

(1) 子どもの参加を促進する講座等の開催

(2) 市民活動団体との協働

- ・ 「なごや西の森維持管理計画」に沿った作業計画書と結果・記録の保管
- ・ ボランティアハウスの提供と開閉、掲示板の提供
- ・ 森の育成に必要な資機材の貸与、肥料等の提供、パンフレット等の配布・配架
- ・ 自然観察会・講座の開催支援、機材・会場の提供（農業科学館講習室ほか）
- ・ 本市及び関係機関の行事等での現地対応、協力、実施状況の確認
- ・ 戸田川の生き物の展示場所及び展示機材等の消耗品の提供
- ・ 「なごや西の森維持管理計画」に基づく活動の指導およびアドバイス等を行う講師の派遣（年2回以上、各回半日程度）
- ・ 市民活動団体の定例活動等への立会い、「なごや西の森維持管理計画」に基づく助言等（年4回以上、各回半日程度）

(3) なごや西の森づくり協議会の企画運営（年7回以上、各回2時間程度）

- ・ 議題等とりまとめ、案内送付、参加者集約、会場確保・設営、資料・資機材の準備、受付、

司会進行、議事録作成

- ・ とだがわの森感謝祭の企画立案、関係者調整、実施計画書の作成
- ・ 西の森づくりに関する情報の共有 など

3 とだがわの森感謝祭の開催（追加資料 令和3年度開催概要参照）

- ・ 感謝祭の全体統括、連絡調整窓口、資機材等の準備
- ・ 運営に必要な人員の配置
（統括、司会進行、安全管理、会場等設営撤去、会場案内・誘導、記録作成等）

4 その他

- ・ 各種媒体による広報の協力
- ・ 第三・第四駐車場閉鎖時の管理用駐車場の提供（入口の開閉を含む）

【参考】西の森づくりに係る市民活動団体の役割

- （1）「なごや西の森づくり」の企画立案段階における参画
- （2）個別プログラムの実施段階における協働
- （3）育樹・植樹祭の開催・運営など、地域や市民と連携した森づくり活動

戸田川緑地駐車場使用料徴収業務等仕様書

指定管理者は、駐車場の使用料の徴収業務等について、この仕様書に従って実施すること。

- 1 指定管理者は、この仕様書によって業務を実施するにあたっては、名古屋市都市公園条例（以下「条例」という。）、名古屋市都市公園条例施行細則（以下「規則」という。）、名古屋市会計規則のほか、次の要綱等の定めに従うこと。

- (1) 有料公園施設使用料減免取扱要綱

- 2 業務の内容

- (1) 駐車場利用者から使用料を徴収すること。
 - (2) 使用料の減免業務を行うこと。
 - (3) 徴収した使用料を名古屋市に納入すること。
 - (4) その他、名古屋市の指示に従うこと。

- 3 使用料の徴収等に関する業務

- (1) 駐車車両の入場時に利用者から使用料を徴収し、駐車整理券兼領収書（以下「駐車整理券」という。）を交付すること。
 - (2) 使用料の額は、条例及び規則の定めるところによる。
 - (3) 使用料の減免に関する業務を行うこと。
 - (4) 駐車整理券の券種は、名古屋市が指定するもの以外使用してはならない。ただし、駐車整理券の様式は、様式1に記載した事項を基本とし、名古屋市との協議により定めること。
 - (5) 利用者から要求があった場合は、駐車整理券と引き換えに領収書（様式2）を交付すること。また、この領収書は名古屋市が別に指定する領収書管理簿により管理すること。
 - (6) 使用料を徴収したときは、徴収した日の翌日（当該日が、名古屋市と指定管理者との協定で定める管理事務所の業務期間でない日及び金融機関の休業日（以下「休業日等」という。）にあたるときは、その直後の休業日等でない日）までに払込書（様式3）によって、名古屋市指定金融機関又は名古屋市収納代理金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）へ払い込むこと。
 - (7) 使用料を徴収したとき、又は払い込んだときは、名古屋市が別に指定する調定決裁書兼収納金出納簿（以下「実績日報」という。）及び月ごとの使用料徴収実績表を作成し、その写しを名古屋市に提出すること。
 - (8) 徴収した使用料について、領収書控及び実績日報等と照合確認のうえ、調定を行うこと。また、紛失のないよう確実な方法で保管すること。

- (9) 徴収事務を円滑に行うために、つり銭を準備しておくこと。
- (1 0) 公園管理車両及び業務車両については、駐車料金を徴収せずに入出庫できるようにすること。
- (1 1) 指定管理者は、指定管理者の責に帰すべき事由により、徴収した使用料に過納金及び未納金が生じた場合は、過納金については、名古屋市の収入とし、未納金については、指定管理者の責任において補填すること。なお、過納金及びその原因については、名古屋市が別に指定する過誤納金管理簿に記載し、その写しを名古屋市に提出すること。また、未納金が発生した場合は、すみやかに名古屋市に報告すること。

4 金券類の取扱い

指定管理者は、駐車整理券の保管数について、名古屋市が別に指定する金券類出納簿により管理し、名古屋市の求めに応じて名古屋市に報告すること。また、新たに作成する場合は、名古屋市に協議すること。なお、指定期間終了後、残存している駐車整理券の取扱いについては、名古屋市の指示に従うこと。

5 様式、帳票等の調製

この仕様書に定める業務に必要な様式、帳票等を調製すること。

- 6 名古屋市は、必要があるときは、指定管理者に対して指示を与え、又は業務の実施状況について検査し、あるいは報告を求めることができる。

- 7 指定管理者は、指定管理者の責に帰すべき事由により、徴収した使用料を亡失した場合は、すみやかに報告書を名古屋市に提出し、名古屋市の指示に従い、その損害を賠償し又は必要な措置をとること。

- 8 その他疑義を生じた事項については、その都度名古屋市と協議すること。

様式 1 駐車整理券兼領収書

ミシン目

No.	No.
駐車整理券 兼 領収書 (控)	駐車整理券 兼 領収書 (注意事項等)
金 円	金 円
ただし、戸田川緑地駐車場料金	ただし、戸田川緑地駐車場料金
年 月 日	年 月 日
指定管理者	指定管理者

様式 2 領収書

No.								
領 収 書 (控)								
納 入 者		納						
金 額	千	百	拾	万	千	百	拾	円
ただし、 年 月 日 納 指定管理者								

No.								
領 収 書								
納 入 者		様						
金 額	千	百	拾	万	千	百	拾	円
ただし、 年 月 日 領収済 指定管理者 印								

(日本産業規格 A6)

- 備考
- この様式は、2 部複写とする。
 - この様式は、100 組を 1 冊とし、これに冊番号を付し、1 冊ごとに一連番号を付すること。
 - 下記の印を用いる場合は、領収年月日及び指定管理者の記載を省略できる。



[illegible]

※用紙の大きさは、縦 178 ミリメートル、横 297 ミリメートルとし、原符片及び払込済通知書片はそれぞれ横 85 ミリメートルとする。

平成 23 年 4 月 1 日

土木事務所長 様

緑政土木局長

有料公園施設の利用の禁止について

1. 名古屋市都市公園条例第5条による有料公園施設の利用の禁止基準については次の場合に行うものとする。
 - イ 有料公園施設にかかる改築整備工事他、都市公園内での工事のため有料公園施設を利用することが危険又は困難であると判断される場合。
 - ロ 風水害等の事故により、有料公園施設を利用することが危険又は困難であると判断される場合。
 - ハ その他、有料公園施設を利用することが危険又は困難であると判断される場合。
2. 有料公園施設の利用の禁止手続については以下のとおりとする。
 - イ 土木事務所は、1のイの場合のようにあらかじめ予想される場合は、事前に以下の内容について土木事務所長の決裁をとり緑地管理課長及び緑地維持課長に合議するものとする。
 - (1) 利用を禁止する有料公園施設の名称
 - (2) 利用を禁止する期間
 - (3) 利用を禁止する理由
 - (4) 利用者、市民へのおしらせの内容なお、決裁の際、施工箇所等を明示した公園の平面図及び工事の場合は設計書の写等を添付するものとする。
 - ロ 土木事務所は1のロの場合のようにあらかじめ予想されない場合は、事故後すみやかにイの手続により利用禁止手続をとるものとする。
 - ハ 緑地管理課は利用禁止(供用停止)が長期(1年以上)又は重大な影響がある場合で市民に周知させるべき事項の場合は告示を行うものとする。
(参考) 告示例……別添
3. 土木事務所は、利用者及び市民に周知徹底させるため、当該有料公園施設及び土木事務所又は公園案内センター等に前記のおしらせの内容を掲示し、周知もれのないよう留意すること。

附 則

1. この取扱は、平成23年4月1日から施行する。
2. 有料公園施設の利用の禁止について（14土緑管第18号）は、廃止する。

(告示例)

名古屋市告示第 号

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第5条の規定により、〇〇公園野球場を次のとおり利用を禁止します。

〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋市長 〇 〇 〇 〇

1. 利用を禁止する期間

〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで

2. 利用を禁止する理由

〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで夜間照明設備設置工事
のため

戸田川緑地（陽の郷）の電気・水道水供給覚書

緑政土木局緑地部緑地施設課（以下「甲」という。）と子ども青少年局子ども育成部子ども育成課（以下「乙」という。）は、戸田川緑地（陽の郷）（以下「戸田川緑地」という。）の電気及び水道水の供給に関し、次のとおり覚書を締結する。

（区域）

第1条 この覚書の対象となる区域は、別図のとおりとする。

（目的）

第2条 甲は、戸田川緑地内に設置した乙所管の「とだがわこどもランド」（以下「こどもランド」という。）に電気・水道水を供給する。

（使用の制限）

第3条 乙は、この覚書による供給電力及び供給水道水をこどもランドの別図区域内の施設のために使用するものとする。

（支払）

第4条 乙は、甲の請求に基づいて、電気料及び上下水道料を支払うものとする。

2 前項の料金は、使用量の按分により算出するものとする。

（支払の代行）

第5条 甲及び乙は、前条の規定による請求・料金支払等を、それぞれ戸田川緑地及びこどもランドの指定管理者に行わせることができる。

（周知）

第6条 甲及び乙は、この覚書の内容をそれぞれ戸田川緑地及びこどもランドの指定管理者に周知するものとする。

（覚書の期間）

第7条 この覚書締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、甲乙の双方に異議のないときはこの期間を1年間延長するものとし、その後において期間が満了したときもまた同様とする。

（覚書の終了）

第8条 期間が満了し、覚書の更新について甲乙のいずれかに異議があるとき、また、期間内において、甲乙いずれかから覚書解除の要求があるときは、本件覚書は終了する。

(雑則)

第9条 この覚書の各条項について疑義を生じた事項、または、この覚書に定めない事項については、甲・乙双方協議のうえ定めるものとする。

第10条 甲及び乙は、信義、誠実をもってこの覚書を履行しなければならない。

第11条 平成8年4月1日に締結した「電気・水道水供給覚書」は、平成18年3月31日をもって終了する。

この覚書締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年4月1日

甲 緑政土木局緑地部緑地施設課長

乙 子ども青少年局子ども育成部子ども育成課長

戸田川緑地（陽の郷）管理区域

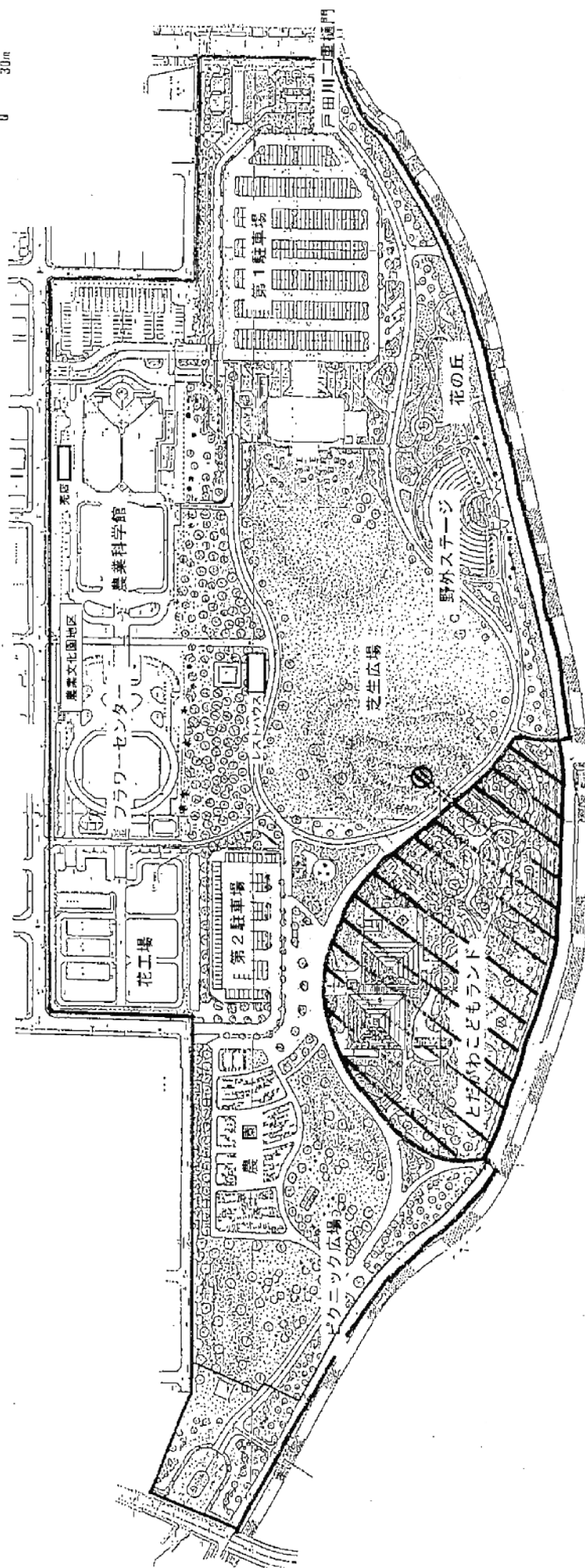
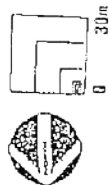
凡例



緑政土木局管理区域



子ども青少年局管理区域



戸田川

戸田川緑地駐車場の管理運営について

この取扱いは、戸田川緑地第4及び第5駐車場について、駐車料金を徴収する期間において適用する。なお、この取扱いに定めるほか、駐車場の管理運営については、戸田川緑地第1、第2及び第3駐車場に準じて行うこと。

1 供用日時

行事の開催期間のうち、名古屋市との協議で定めた日時

2 駐車料金

車種	料金	
普通自動車	1回	500円
大型自動車	1回	1,200円
二輪車	1回	150円

※名古屋市との協議により認められた場合は、駐車料金を変更することができる。ただし、周辺駐車場の料金と均衡を保った額とすること。

3 駐車料金の減免

- (1) 名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）及び「有料公園施設使用料減免取扱要綱」に規定された減免措置と同等の減免を行うこと。
- (2) 減免の対応については、減免の対象となる手帳等について、係員の目視等で確認を行うこと。

4 運営における留意点

- (1) 公園管理車両及び業務車両を駐車する場合は、駐車料金を徴収せずに入出庫できるようにすること。
- (2) 入庫での混雑時には、車両誘導を行い、車両が公園の外周道路に並ぶことのないように努めること。また、満車時には表示を行うこと。
- (3) 出庫での混雑時には、車両誘導を行うなど、場内の混雑緩和に努めること。
- (4) 災害や大雨などにより、駐車場を利用することが危険又は困難であると判断される場合は、駐車場の供用を一時中止するなどの対応を行うこと。

5 報告事項

駐車場の利用実績として、利用状況（利用台数、減免台数等）について、名古屋市が指定する期日までに名古屋市へ報告すること。また、名古屋市の求めに応じて、収支状況などのデータを提出すること。